

通話録音装置の導入

行政サービスの向上と職員が安心して働きやすい職場づくりの推進のため、通話録音装置を導入し、外線電話の録音を行います。

運用開始日

令和8年8月4日（火）以降、順次運用開始

対象庁舎

（令和8年度～）

長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃保健福祉事務所、三豊合同庁舎

運用方法

- 県へ電話をかけると、原則として、通話を録音する旨のアナウンスが流れ、録音を開始します（一部例外があります。）。
- 県からの電話は、アナウンスは流れませんが、録音されます。
- 録音データは、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に管理します。

問い合わせ先

人事課 総務・給与グループ

財産経営課 総務・施設管理グループ